

栄養改善型配食事業 利用料の改定について

健康医療部 長寿介護課

栄養改善型配食事業

開始時期と目的

令和4年度から、栄養改善と見守りを目的とする。

対象

食事の準備や調理が困難な要支援1、2の認定を受けている方

利用回数

◆1日1回

◆週1~3回

◆地域包括支援センター等の専門職が作成するケアプランにより決定。

利用料改定へのご理解とご協力をお願い

（背景）

昨今の物価高騰等の影響により、食材料費や人件費の 上昇が続いている。

（改訂の経緯）

現状維持が難しく、令和8年度から利用料の見直し
合わせて市の委託料も見直し

（今後）

配食サービスの安定的な運営と、引き続き、栄養バランスの
取れた食事をお届けします。

利用料改定内容

負担割合	現行	R8年度～	R9年度～ 予定
1割負担	410円	460円	500円
2・3割負担	510円	570円	620円

急激な負担増を抑えるため、2年かけて段階的に実施します

利用者へのご説明等
ご協力、よろしく申し上げます。



茨木市 健康医療部
長寿介護課

重要

「視聴後アンケート」について

今後のより良い運営に活かすため、「視聴後アンケート」の回答に、ご協力よろしく申し上げます。

(~~必~~切R8.4.30)



茨木市 健康医療部 長寿介護課



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。